

大槌町告示第 77 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、同法第 20 条第 2 項の規定のに基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 1 日

大槌町長 平野 公



1. 都市計画の名称
大槌都市計画 町方産業拠点地区地区計画
2. 都市計画を決定する土地の区域
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 24 地割の各一部の区域。
岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目の各一部の区域。
3. 縦覧場所
大槌町役場 2 階 復興局 復興推進課